

畿央大学

平成 21 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 22 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、畿央大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

【認定期間】

平成 21(2009)年 4 月 1 日から平成 28(2016)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

特になし。

II 総評

建学の精神と、それを反映した大学の使命・目的は学則に明記されており、これに沿った内容で各学部・学科の教育・研究の取組みが行われている。建学の精神及び使命・目的は各種媒体を通して学内外に公表・周知されているとともに、さまざまな大学行事においても折に触れて紹介されている。

教育・研究の基本組織は、2 学部・5 学科、1 研究科からなり、構成、規模はそれぞれ適正である。また、これらの組織は、それぞれが独立性を担保しつつ、「大学運営協議会」などによる調整によって相互に適切な連携が保たれている。教養教育では、キャリア教育などで体験型学習を早期から取入れ実践力を涵養する取組みがなされている。大学の教育方針を決定する組織は適切に構成され、学習者の要求にも対応すべく努力がなされている。

各学部・学科、研究科で定められた教育目的を達成するため、教育課程の編成、授業期間、授業方法、成績評価基準、卒業要件などが明示され、適切に運用されている。教育目的の達成状況は担任面談や各種アンケート調査で詳細に把握され、教育目的が達成されるよう適切な指導が行われている。

入学試験に関しては、制度、体制を含め適切に運営されている。アドミッションポリシーは各学部・学科で定められており、意識の高い学生の確保に努めている。学習支援、生活支援、健康支援については学生の要望をくみ上げる努力がなされており、「KiTss (Kio Total support system 畿央大学総合支援システム)」はじめさまざまな支援体制が構築されている。就職支援については、担当教職員の積極的取組みにより高い就職率を確保している。

教員数とその構成は大学設置基準を満たし、学部・学科への配置も適切であると同時に専任教員配置率も高い。教員の年齢構成と教育担当時間は、概ね適切である。教員の採用は公募を原則とし、採用・昇任に関する規程も定められている。FD(Faculty Development)は組織的に行われており、教育内容・方法の改善に努めている。

職員は各部署に適切に配置され、相互に密接な連携のもとに機能している。職員の質の向上を目指して、平成 21(2009)年度から新人事制度を導入している。教育研究支援のための事務体制は学生支援部及び総務部を中心に適切な支援・運営がなされている。職員の研

修はOJTをはじめとして学外研修も取入れている。

法人の管理運営は、寄附行為に基づき、理事会、評議員会が整備され適切に機能しているが、評議員会への評議員、監事の出席率向上が望まれる。管理部門と教学部門の連携は、「大学運営協議会」により緊密に保たれている。自己点検・評価体制が「自己評価委員会」のもとに整備され、自己点検・評価報告書が学内外に公表され、改善・向上に努めている。

法人全体で繰越消費収入超過が維持されており、自己資金構成比率・基本金比率が極めて高く、総負債率・負債率は低い。帰属収支差額も概ね収入超過で推移しており、健全な経営状態である。財務情報はホームページに公開されている。

平成15(2003)年の開学以降、学部・学科の増設に伴い継続的に教育・研究施設的环境を整え、大学設置基準上からも十分な面積、施設設備が確保・整備されている。また、最新の機器・設備を装備した講義室、実習・演習室も機能的に配置され有効活用されている。学生のアメニティにも十分配慮したキャンパスとして整備されている。

「地域連携センター」を設置して、地域社会・産業界・行政機関との連携を組織的・総合的に推進している。また、「学内コミュニティスペース」を利用して地域住民の健康づくりや地域の子育て支援などに積極的に貢献している。

教職員の行動基準に関しては、就業規則に服務心得として明記されている。組織倫理に関しては、「研究倫理に関する指針」「医学研究の倫理委員会規程」「動物実験管理規程」「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則」や「個人情報保護に関する規程」など概ね整備されている。「学校法人冬木学園危機管理規則」が整備され、危機管理事象に大学全体として対処する体制が構築されているが、不測の事態に対するマニュアル作成や避難訓練の定期的な実施が望まれる。教育・研究活動を学内外へ公正・適切に広報する体制は整備されている。

総じて、特色ある大学の建学の精神を原点とし、教育活動、学生支援活動、キャンパス施設・設備並びに社会連携などにおいて多くの優れた点を指摘することができる。しかし、学部新設や学部・学科の改組などによる大学の発展に伴い、今後学生数・教員数の増加が見込まれることから、危機管理、アメニティ、各種規程などの整備において、改めて点検することが望まれる。参考意見は、今後もより質の高い高等教育機関として発展・向上を図るための参考とされたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準1を満たしている。

【判定理由】

建学の精神「徳をのぼす」「知をみがく」「美をつくる」と、それを反映した大学の使命・目的は学則に明記されており、これに沿った内容で各学部・学科の教育・研究の取組みが行われている。これらは、学校案内、学生ハンドブック、ホームページ、学園広報誌など

の媒体を通して学内外に公表・周知されている。また、各種大学行事、オリエンテーション、講義など、折に触れて学長をはじめ教職員が建学の精神や大学の使命・目的について説明し、認識の共有化を図っていることは評価できる。建学の精神は、創立以来大学の理念として精神的な支柱となっており、各学部・学科あるいは全学的教育・研究活動の中でそれらを具現化すべく取り組んでいることが強くうかがわれる。

大学の使命・目的は各学部・学科で定められており、実学重視のポリシーが示されている。

このように、建学の精神、大学の使命・目的が明確に定められ、かつ学内外に周知されている。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神に則った教育目標「生命の尊厳を基盤に豊かな人間性と徳性を培い、保健・医療・福祉・日常生活環境及び人間発達を総合的に把握し、専門的知識と的確な技術をもって地域社会及び国際社会に貢献する人材を養成する」のもとに、2 学部 1 研究科が構成されており、学部・学科構成並びに学生と教員の規模はそれぞれ適正である。また、学部、学科、研究科間で相互に関連性を保つための役割を担う会議体として、学長、学部長、学科長、事務局管理職で構成されている「大学運営協議会」が機能している。このように基本的な体制として、大学を構成する組織において、それぞれが独立性を担保しつつ、相互の適切な連携が取られている。

「教養教育科目群」において「キャリア教育」を開設し、早期社会体験など実践的な取り組みがなされ、教養教育の方針決定のための組織的な措置もとられている。

大学の教育方針を決定する組織は適切に構成されているが、一部これら組織・会議体の規定を明文化することが望まれる。教育方針の意思決定過程はアンケートなどにより学習者の要求に対応する努力がなされている。

基準 3. 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神、大学の基本理念に基づき、2 学部 5 学科、大学院健康科学研究科の教育目的が明確に掲げられ、学則に示されるとともに、ホームページ、印刷物などで学内外に広く公表されている。

教育目的達成のため、教育課程の編成方法、授業期間、授業方法、成績評価基準、卒業

要件などが明示され、適切に運用されている。また、人間形成のための教養教育、実践重視の教育に力を注いでおり、そのためのキャリア教育、実習事前指導など適切で特色ある教育課程が設けられている。大学院研究科においては教育課程がそれぞれの分野において体系化されており、幅広い知識のもとに高度な研究活動を可能にしている。

教育目的の達成状況は担任面談や各種アンケート調査で詳細に把握し、教育目的が達成されるよう適切できめ細かい指導が行われている。

【優れた点】

- ・実践力の涵養を重視し、ガイダンス教育やキャリア教育、「チーム医療ふれあい実習」「学校インターンシップ」など、早期から体験型学習を取入れている点は高く評価できる。
- ・大学院研究科においては夜間や高度なメディアを利用した授業を行って社会人にその門戸を広げ、高度な研究力を持つ専門的職業人養成に成果を上げている点は評価できる。

基準 4. 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

2 学部と 5 学科及び大学院のアドミッションポリシーが明示され、学生募集要項やホームページに公表されている。入試制度については、多くの受験生が個性と特長を發揮できるよう、AO 入試をはじめとして多様な入学試験が実施されており、将来の進路を意識した入学者確保に努めている。また、入学者選抜方法についてもホームページなどに明確に記載され、適切に運用されている。

学生への支援体制としては、「KiTss (Kio Total support system 畿央大学総合支援システム)」により、学習支援、学生生活支援、健康支援などが十分に施されているほかに、担任制あるいはオフィスアワーなどの学習支援も見られる。また、専門科目の理解のために必要な基礎科目の学習を支援する「基礎教育センター」や教員を目指す学生の支援のための「教職支援センター」が設置され、十分な機能を果たしている。

学生サービスについては、学生生活全般の相談窓口である「学生支援センター」、健康相談についての「健康支援センター」、ボランティア活動のための「ボランティアセンター」が設置され、それぞれ十分機能している。経済的支援については各種奨学金が制度化され、年々充実してきている。課外活動については、学生によって組織・運営される自治組織として「畿友会」が組織され、それを中心に、大学がこれを支援する形で、活発な活動が行われている。

学生の就職に関しては、キャリアセンターの専任スタッフによる手厚い支援により、高い就職率を達成している。

【優れた点】

- ・ネットワークで学内外から常時利用できる「KiTss」が完備し、学習支援、学生生活支

援、健康支援などが十分に行われている点は評価できる。

- ・就職・進学を支援するキャリアセンター、教職志願を支援する「教職支援センター」が設置され、専任職員を配置しきめ細かな支援がなされており、極めて高い就職率を上げている点は評価できる。

基準 5. 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

教員数とその構成は大学設置基準を満たし、学部学科への配置も適切である。専任・兼任、年齢及び男女のバランスは適切であり、専門分野における専任教員の配置率も高い。

教員の採用は公募を原則とし、採用・昇任に関する規程も定められ、その選考方針も明確である。教員の授業担当時間も概ね適切である。

教員の教育研究活動支援の取組みに関しては、個人研究費、共同研究費、海外研究旅費が予算計上されており、その配分などは「学術振興委員会」で行っている。これらの研究費は審査の上、職位に関わらず配分されている。科学研究費補助金申請は徐々に増えてきているが、更なる増加が望まれる。

FD(Faculty Development)に関しては組織的に活動がなされ、「FD 推進委員会」「高等教育支援センター」及び「教務委員会」を中心に授業改善などの取組みがなされている。また、それらの活動が冊子体で全職員に配付されている。

基準 6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

大学の目的を達成するために、組織運営に必要な職員が各部署に適切に配置され、かつ相互に情報を共有し密接な連携のもとに運営されている。職員の昇任、能力開発・育成のため、平成 21(2009)年 4 月に新人事制度を導入し、職務遂行能力や業務への意欲・効率化に向けて取組みが始められている。

職員の教育研修については、日常の職務遂行を通して育成する OJT を中心に実施されているほか、学内外研修を通して専門的知識の習得と意識改革の向上に取り組んでいる。

学生の教育支援の事務体制については、「教職支援センター」「高等教育支援センター」などが整備され、学生支援部が統括している。特に「教職支援センター」に専任職員を配置して、教職を志望する学生に対しての教育支援が適切に機能している。研究支援の事務体制については、総務部を中心に科学研究費補助金などの外部資金獲得のための支援が行われている。

【優れた点】

- ・平成 20(2008)年 4 月に開設した、「教職支援センター」に専任職員を配置して、教職を志望する学生に対しての教育支援が適切に機能していることは高く評価できる。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

法人の管理運営体制は、寄附行為に基づき、理事会、評議員会が整備され、理事、評議員の選任や理事会、評議員会の開催などは適切に機能しているが、評議員会への評議員、監事の出席率の向上が求められる。大学では、教授会、研究科委員会、「大学運営協議会」、各種委員会及び部課長会議が管理運営体制として整備され適切に機能している。

管理部門と教学部門の連携については、学長の諮問機関として「大学運営協議会」が整備され、事務局の管理職も構成員として参画している。「大学運営協議会」は、大学運営全般に係る事項などを審議するほか、学内の連絡・調整機能を果たすため、毎週 1 回開催し、管理部門、教学部門相互の理解を深め、有機的な連携が図られている。

自己点検・評価の体制については、「自己評価委員会に関する規程」が整備され、平成 18(2006)年度、平成 20(2008)年度に「自己評価委員会」が自己点検・評価報告書を作成し、教授会、役員、評議員に報告するほか、ホームページに掲載し、学内外に公表している。

【参考意見】

- ・平成 20(2008)年度の評議員会は、2 回開催しているが、評議員、監事の出席率を上げることが望まれる。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神や大学の使命・目的をもとに大学開学以来、魅力ある大学づくりと教育研究の目的を達成するために必要な財政基盤を有し、健全な経営状態で推移している。

法人全体で帰属収入の 7 割強を占める学生生徒等納付金収入が安定的に確保され、繰越消費収入超過で維持されており、特に自己資金構成比率、基本金比率は極めて高く、総負債率、負債率は非常に低い指標を示している。帰属収支差額は概ね収入超過で推移している。また、会計処理、会計監査については適切に行われている。

財務情報の公開については、財産目録、収支計算書その他の財務計算に関する書類、監

査報告書、事業報告書をホームページに掲載し、また利害関係者からの請求により閲覧可能な状況にあり、適切な方法で学内外に公開している。

外部資金については、新設大学として更なる財政基盤の安定と社会的評価の向上などに向けて着実に努力している。

【優れた点】

- ・大学開学時から自己資金で施設設備の大型投資を行ってきたが、繰越消費収入超過が維持されており、自己資金構成比率・基本金比率が極めて高く、現在も借入金がなく総負債率・負債率が非常に低い指標であることは高く評価できる。

基準 9. 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

大学キャンパスは近畿のほぼ中央にあたる奈良県北葛城郡に位置し、平成 15(2003)年の開学以降学部・学科の増設に応じて継続的に教育研究施設的环境を整え、大学設置基準を満たしており、教育研究上必要な面積、施設設備は十分に整備されている。

教育・研究に直接的に関わる面では、映像・音響設備完備の講義室や演習室のほか実験・実習室には最新の機器設備を完備している。図書館では、電子媒体に移行しつつ書誌データの検索、電子ジャーナル・データベースの閲覧・出力を学内 LAN によりパソコンから可能であり、また社会人院生においても 24 時間の学術データベースを利用することができる。この諸施設の中に情報サービス施設として、「コンピュータールーム」「PC 講義室」「マルチメディアルーム」が整備され、全般的に講義以外でも学生の自習室として開放して高い稼働率で有効活用している。また「KiTss (Kio Total support system 畿央大学総合支援システム)」により、教職員や学生の相互の情報交換や学生支援の情報サービスを提供している。これらの施設設備の維持保守、警備、また衛生面は十分に配慮されて適切な運用管理がなされている。

施設設備の安全性においては、新耐震基準に適合しバリアフリーも確保されて利便性・安全性を考慮しており、アメニティ環境においても順次整備されて快適なキャンパスライフを提供しており、高等教育機関にふさわしい教育研究環境として整備されている。

基準 10. 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

「地域連携センター」を設置して地域社会・産業界・行政機関などとの連携を組織的・

総合的に取組み、社会貢献・地域連携を積極的に推進している。物的・人的資源の社会への提供は、専任教員の学校や行政などが行う研修会などへの講師派遣、地域の一般市民向け及び県教職員のための公開講座の開催、リフレッシュ教育などを積極的に実施している。特に教員と学生が地域への貢献と学習の場を兼ねて、学内の「コミュニティスペース」を利用して「KIO 元気塾」を開き、また地域の子ども活動活性化の場を設け、地域の住民の健康づくりや子育て支援に貢献している。また、図書館や大学施設も地域住民の利用に積極的に提供している。

企業や他大学との関係では、奈良県内の産官学連携を目的とした「奈良県大学連合」に加盟し、また阪神奈良地域の大学と大阪府とが連携し「研究機関生涯学習ネットワーク」を通して、教育研究活動の推進のために、更なる協力体制の強化と情報交換を図っている。

地域社会との協力関係では、周辺行政との包括的な連携協力体制があり、奈良県ほかの教職員の再教育の公開講座、近隣の教育委員会と学生の教育現場を体験できる「学校インターンシップ」の受入れなどを実施し継続的に社会連携を推進している。更に「ボランティアセンター」において学生がボランティア活動に参加しやすい環境を整えるとともに運営体制の充実を図っている。

基準 11. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

教職員の行動基準に関しては、就業規則に服務心得として明記されている。社会的機関として必要な組織倫理に関しては、「研究倫理に関する指針」「医学研究の倫理委員会規程」「動物実験管理規程」「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則」及び「個人情報保護に関する規程」など概ね整備され運営されている。

危機管理体制については、「学校法人冬木学園危機管理規則」が整備され、危機管理事象に大学全体として対処する体制が構築されているが、不測の事態に対応するための避難訓練は実施されていない。

大学の教育研究成果の広報活動については、「広報担当者の行動マニュアル」に基づき、教員の研究業績をホームページに掲載するほか、研究紀要、「健康科学研究所 News Letter」などを通して、学内外に広報されている。また、社会貢献の一環としてシンポジウムや公開講座が行われている。

【参考意見】

- ・緊急時対応マニュアルを整備し、定期的に教職員、学生に対する消防防火訓練及び地震などに備えた避難訓練の実施が望まれる。

